

令和3年度 家畜防疫対策事業補助金

評価表 NO.

36

所管部課名	農林水産部 畜産課	担当者	高原 幸浩					
事業費名称	畜産振興推進費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、家畜防疫対策事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和3年度 予算額	942 千円	国県支出金 千円	一般財源 942 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	申請者数（人/年）		15		令和8年度			
成果指標②	子牛セリ市平均価格		薩摩中央家畜市場平均		令和8年度			
補助対象者	薩摩川内市家畜防疫協議会							
補助対象経費	血液検査に係る費用							
補助対象事業・活動の内容	牛伝染性リンパ腫（旧名：牛白血病）ウイルス感染の検査を実施し、清浄化に向けて取り組む農家 陰性・陽性牛の分離飼養及び早期離乳等を実施可能な農家							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	血液検査費の1/2以内							
上記項目の積算方法								
補助を受ける3年間の事業（団体）等の状況	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		544,060	50.1%	2,239,950	75.1%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			544,060	50.1%	2,239,950	75.1%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			541,000	49.9%	743,000	24.9%
						0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		1,085,060	100.0%	2,982,950	100.0%	
	支出	事業費			1,085,060	100.0%	2,982,950	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		1,085,060	100.0%	2,982,950	100.0%	
	支出計/前年度支出計						274.9%	
	自己資金/前年度自己資金						411.7%	
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				5	8			
成果指標の推移①				5	8			
成果指標の推移②				788,417	758,530			
特記すべき事項等	【前回評価】 【前回評価への回答】 【事業のPR方法】 【費用対効果】 【補助事業以外の事業】 【その他】							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本病が発症すると、購買者への損失も大きく、子牛セリ市価格にも影響を与えかねない。令和2年全国子牛セリ市価格ランキングで2位の評価を得ている当該市場の堅持に重要である。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	全国有数の優秀な子牛の産地を維持していくためには、陽性牛を淘汰し、陰性優良産子を生産していくことが産地としての市場評価を継続していく上で、重要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	血液検査に助成することで、陽性牛・陰性牛の早期判別ができ、購買者ニーズ（クリーンな市場）に合った子牛生産により、子牛価格の高値で取引が可能となる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助金等交付要領で定めた補助対象者である。全頭検査及び隔離施設等を有する等改善計画に基づき、補助対象者自ら実行することが望ましい。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	国県等補助事業に該当しない事業の補完要素もあり
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	家畜防疫対策事業補助金交付要領及び薩摩川内市農林水産部補助金交付要綱に準じる。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☒ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 牛伝染性リンパ腫（旧名：牛白血病）は、リンパ節の腫大等の異常を示す疾病で発症率は数%ですが、有効な治療及びワクチンがなく蔓延する。一旦発症すると死亡に至り、と畜場で発見された場合は全廃棄となることから、畜産農家にとって経済的損失が大きい疾病である。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 本病の蔓延防止策として、取り組みに理解のあるモデル農家に、清浄化に向けた血液検査を実施し、本病への理解・対策を講じることは重要であり、今後も継続する。		≪まとめ≫

家畜防疫対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる家畜防疫対策事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 家畜防疫対策事業補助金に係る補助事業等は、家畜伝染病（牛白血病）発生防止のため当該検査を年1回以上実施すること、陽性牛と陰性牛の分離飼養及び子牛の早期分離飼養等、牛白血病の清浄化対策に取り組む事が可能なものであること。

(補助金の額)

第3条 家畜防疫対策事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 家畜防疫対策事業補助金は、牛白血病検査に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 家畜防疫対策事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 家畜防疫対策事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合
には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に家畜防疫対策事業補助金を交付することが
適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 家畜防疫対策事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と
認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業に係る領収書又は請求書
- (2) 前号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 家畜防疫対策事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、
本市における家畜伝染病の発生状況をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 家畜防疫対策事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産
振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 家畜防疫対策事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 家畜防疫対策事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。